

栃木県感染症予防計画



平成12（2000）年 2月策定

平成17（2005）年 1月改正

平成23（2011）年10月改正

平成30（2018）年 3月改正

栃木県保健福祉部健康増進課

目 次

はじめに	1
法の対象となる疾患の概要	2
第1章 総 論	3
第1 計画の策定	3
第2 計画の位置づけ	3
第3 感染症の予防の推進の基本的方向	3
第4 計画推進に当たって果たすべき役割	5
第5 計画の推進体制	7
第2章 各 論	8
第1 感染症の発生予防のための施策	8
第2 感染症のまん延防止のための施策	12
第3 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する施策	14
第4 感染症及び病原体等に関する調査及び研究に関する施策	16
第5 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の 向上に関する施策	17
第6 感染症の予防に関する人材の養成に関する施策	18
第7 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに人権の 尊重に関する施策	18
第8 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止 並びに医療の提供のための施策	19
第9 その他感染症の予防の推進に関する重要事項	20

<参考資料>

- 感染症指定医療機関の指定状況
- 栃木県感染症予防計画体系図

はじめに

明治 30 年の伝染病予防法制定以来 100 年余が経過し、この間の感染症を取り巻く状況は、医学・医療の進歩、公衆衛生水準の向上、国際交流の活発化等により著しく変化した。

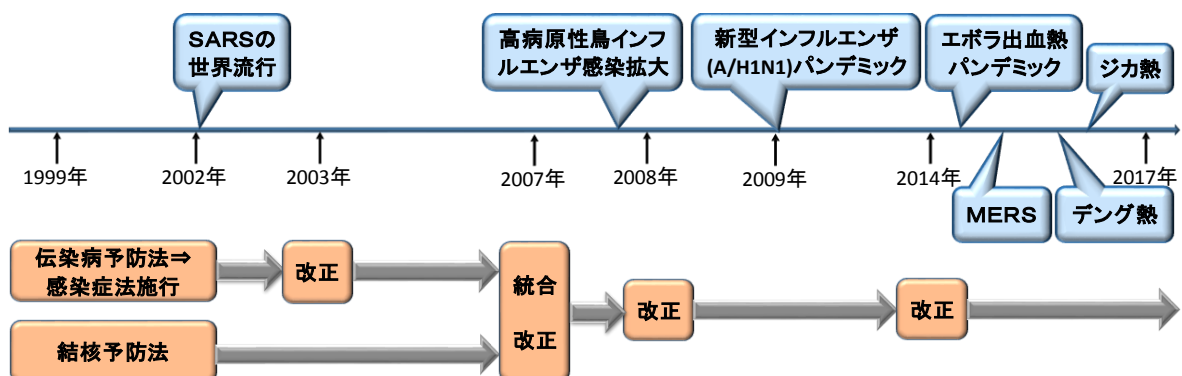
その一方で、感染症の患者等の人権を尊重し、積極的な情報の公表や厳格な手続きが確保された透明で公正な行政が求められたことから、平成 11（1999）年 4 月に伝染病予防法が廃止され、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）が施行された。

本県においては、法第 10 条第 1 項の規定に基づき、平成 12（2000）年 2 月に「栃木県感染症予防計画」を策定し、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、保健所を地域における感染症対策の中核的機関として位置付けて対策を進めるとともに、予防に重点をおいた県民への普及啓発など、時代に即した対策を積極的に推進しているところである。

また、平成 21（2009）年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）パンデミックへの対応を踏まえ、新型インフルエンザや新感染症を対象とする危機管理の法律として、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）が制定されたことに伴い、本県において、平成 25（2013）年 11 月に「栃木県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定し、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進することとしたところである。

しかしながら、近年のグローバル化の進展により、約 70 年ぶりにデング熱の国内感染が確認され、また、エボラ出血熱、MERS（中東呼吸器症候群）をはじめとする輸入感染症による危険性がより一層高まるなど、さらなる状況の変化に応じた感染症対策も求められている。

今回、法及び「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）の改正や特措法の施行、更には、これらの感染症対策に係る社会環境の変化等を踏まえ、感染症予防計画を改正し、総合的な施策を推進するものとする。



法の対象となる疾患の概要

分類	実施できる措置等	分類の考え方	指定方法
一類感染症 [エボラ出血熱、ペスト等] (疑似症患者、無症状病原体保有者も適用あり)	・対人: 原則入院 ・対物: 消毒等の措置 (例外的に、建物への措置、交通の制限等の措置もあり)	・人から人に伝染する疾患であること ・その感染力と罹患した場合の病態の重篤性から危険性を判断	法律
二類感染症 [急性灰白髄炎、結核等] (一部、疑似症患者も適用あり)	・対人: 状況に応じ入院 ・対物: 消毒等の措置		
三類感染症 [コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症等]	・対人: 特定職種への就業制限 ・対物: 消毒等の措置		
四類感染症 [E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱等]	・動物への措置を含む消毒等の措置	・動物、物件を介して人に感染する疾患であること ・国民の健康に影響を与えるおそれあり	法律例示 + 政令
五類感染症 [インフルエンザ、後天性免疫不全症候群等]	・国民や医療関係者への情報提供によって発生・拡大を防止すべき感染症	・国民の健康に影響を与えるおそれあり	法律例示 + 省令
新型インフルエンザ等感染症	二類感染症相当の措置を実施するとともに、政令により一類感染症相当の措置も可能とする。また、発生及び実施する措置等に関する情報の公表、感染したおそれのある者に対する健康状況報告要請・外出自粛要請、都道府県知事からの経過の報告、検疫所長との連携強化を行う。	①新型インフルエンザ(新たに人から人へ伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザで、一般に国民には免疫がない) ②再興型インフルエンザ(かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したもので、一般に現在の国民の大部分には免疫がない) このため、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの	法律 (②は告示)
指定感染症 (1年間に限定した指定) (疑似症患者、無症状病原体保有者も適用あり)	・既知の感染症のうち、一～三類に分類されない感染症について、一～三類感染症に準じた対人、対物措置を実施(適用する措置は政令で限定)	・既知の感染症であること ・一～三類感染症と同程度の危険性を有すること	政令
新感染症	・当初: 都道府県知事が厚生労働大臣の指導・助言を得て又は指示を受けて応急対応する感染症	・人から人に伝染すると認められること ・既知の感染症でないこと ・感染力と罹患した場合の重篤度から判断した危険性が極めて高いこと	当初は厚生労働大臣の指導・助言及び指示 ↓ 政令
	・感染症の特定が可能となった段階: 政令による指定を行い対応する感染症(要件は随時見直し)		

厚生労働省健康局結核感染症課・監修

「詳解 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 四訂版」(中央法規出版株式会社)から抜粋

第1章 総論

第1 計画の策定

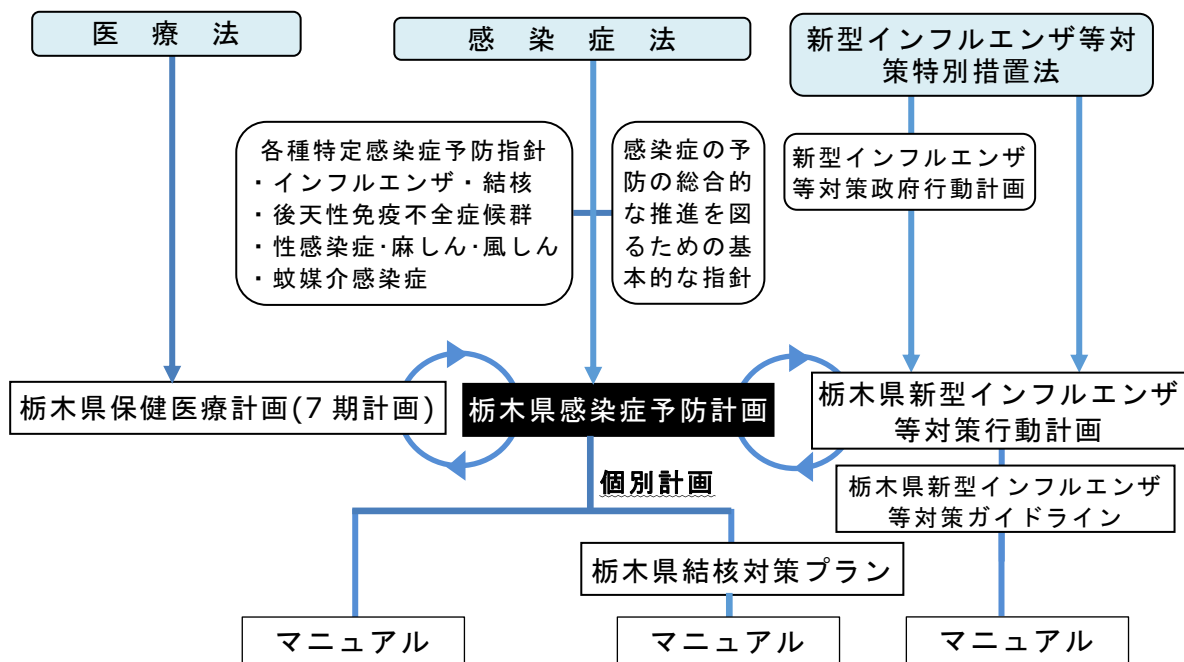
本県は、法第10条第1項の規定に基づき、総合的かつ計画的に感染症の予防対策を推進するため「栃木県感染症予防計画」（以下「本計画」という。）をここに定める。

なお、本計画は、法第9条第1項及び第11条第1項の規定に基づき国が定める基本指針及び特定感染症予防指針に即したものとする。

第2 計画の位置づけ

本計画は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4の規定に基づく「栃木県保健医療計画」の一部門を成す保健医療対策のうち、特に感染症対策の基本的な方向性について定めるものである。

また、特措法第7条の規定に基づく行動計画との整合を図るものとする。



第3 感染症の予防の推進の基本的方向

1 感染症の発生予防に重点を置いた施策の推進

平時から感染症の発生の状況及び動向を正確に把握する体制を整備し、県民及び医師等医療機関への適切な情報提供等を通じて、感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型行政を推進していく。

2 県民一人一人の感染症の予防及び治療に重点を置いた対策の推進

今日、多くの感染症の予防及び治療が可能となってきたことから、感染症の発生状況や動向、原因に関する情報の収集及び分析、その分析の結果並びに感染症の予防及び治療に必要な情報の県民への積極的な公表を進めつつ、県民一人一人における予防を推進する。

また、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じ、早期治療の積み重ねによる社会全体の予防を推進する。

3 人権を尊重した対策の推進

感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本とする。具体的には、患者等が安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受けられる環境や、法に基づく入院の措置が講じられた場合には、病原体又は症状の消失後、直ちに社会へ復帰できるような環境を整備する。

また、感染症に関する個人情報の保護に十分留意し、報道内容についても、感染症の予防、患者等に対する差別や偏見の解消に資する適正なものとなるよう報道機関等に協力を求めるとともに、あらゆる機会を通じて正しい知識の普及啓発に努める。

4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応

近年、人的物的交流の拡大に伴い感染症のまん延が広域化する可能性があり、県民の健康を守るための健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応が求められる。このため、感染症の発生状況等の的確な把握が不可欠であり、感染症発生動向調査体制の充実に向けて、関係部局や関係者が連携して科学的知見に基づく迅速かつ的確な対応ができる体制を整備し、本計画及び基本指針に基づき、全ての感染症に対する健康危機管理体制の構築を行う。

5 特定病原体^{*1}を適正に取り扱う体制の確保

県及び保健所を設置する宇都宮市（以下「県等」という。）は、国と連携を図り、特定病原体を保有する施設等に対し、特定病原体の適正な管理と安全な取扱いについて情報提供する。

*1 特定病原体：法においては、生物テロに使用されるおそれのある病原体等であって、国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがある感染症の病原体等の管理の強化のため、一種病原体等から四種病原体等までに分類し、その所持、輸入、譲り渡し、譲り受けが禁止または制限されている。

6 計画の定期的な見直し

基本指針は、法第9条第3項の規定に基づき少なくとも5年ごとに再検討されていくことから、本計画も適宜再検討を加え基本指針との整合性を図っていく。

第4 計画推進に当たって果たすべき役割

1 県の役割

県は、感染症対策を共に担う宇都宮市と相互に連携し、感染症の発生予防及びまん延防止のための施策を推進するとともに、感染症対策に必要な次に掲げる基盤を整備する責務を負う。

- (1) 正しい知識の普及
- (2) 情報の収集及び分析並びに公表
- (3) 研究の推進
- (4) 人材の養成及び資質の向上並びに確保
- (5) 迅速で正確な検査体制の整備
- (6) 医療体制の整備
- (7) 保健所を中心とした現地解決型の体制整備

また、広域的又は大規模な感染症の発生時には、県内関係機関、関係団体、他の都道府県及び保健所設置市又は特別区（以下「他県等」という。）並びに国との連絡調整を担い、統一的な対応方針を提示して感染症対策を行う。

2 宇都宮市の役割

宇都宮市は、感染症対策を推進するに当たり、法及び基本指針により、県と同等の役割を有し、相互に連携する。

3 保健所の役割

保健所（県西、県東、県南、県北、安足保健所及び宇都宮市保健所をいう。以下同じ。）は、地域における感染症対策を推進するための中核的な機関として、市町と連携し、予防接種に関する正しい知識の普及等を通して地域住民の感染症予防への努力を促すとともに、法に基づき積極的疫学調査^{*2}、患者の検体又は当該病原体（以下「検体等」という。）の収集等を行い、その結果を踏まえた効果的な施策を実践する。

また、必要に応じて地域の医師会等医療関係団体と連携を図り、地域における感染症対策を実践する。

*2 積極的疫学調査：法第15条に基づく調査で、患者、その家族及びその患者を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な検査を実施し、情報の収集・分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすることをいう。

4 衛生研究所の役割

衛生研究所（県保健環境センター及び宇都宮市衛生環境試験所をいう。以下同じ。）は、本県における感染症の技術的かつ専門的な機関として、検査研究の実施や研修等での人材の養成を行うことにより、本県の感染症対策の技術的向上を担うものとする。

なお、県は、情報処理の総合的かつ円滑な実施を図るため、県保健環境センターに、栃木県感染症情報センター（以下「感染症情報センター」という。）を設置し、予防のための施策として、県域における感染症患者の発生動向及び病原体検出状況の解析・評価等を実施し、県民及び関係機関等への情報提供を行う。

5 市町の役割

市町は、保健所の技術的支援を得ながら、感染症の発生予防のための予防接種、まん延防止のための消毒を適切に実施する。また、地域住民への感染症に関する正しい知識の普及等を通じて地域の感染症対策を実践する役割を担うものとする。

6 県民の役割

県民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、偏見や差別をもって患者等の人権を損なわないようにする。

7 医師等の役割

医師その他の医療関係者は、県民の役割に加え、医療関係者の立場で国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、患者等に対する適切な説明を行い、その理解の下に良質かつ適切な医療を提供するよう努めるものとする。

また、病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関、老人福祉施設等の開設者等は、施設における感染症の発生予防やまん延防止に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、医師は、法第12条に基づき届出を行うとともに病原体の提出について協力する。

8 歯科医師等の役割

歯科医師その他の歯科医療関係者は、県民の役割に加え、歯科医療関係者の立場で国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、特に飛沫や血液で感染する感染症等の歯科医療領域に関係が深いものについて、患者等に対する適切な説明を行い、その理解の下に良質かつ適切な医療を提供するよう努めるものとする。

9 獣医師等の役割

獣医師その他の獣医療関係者は、県民の役割に加え、獣医療関係者の立場で国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、動物由来感染症の発生予防及びまん延防止に寄与するよう努めるものとする。

法第5条の2第2項に規定する動物等取扱業者^{*3}は、県民の役割に加え、自

ら取り扱い動物及びその死体（以下「動物等」という。）が感染症を人に感染させることがないように、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物等の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

*3 動物等取扱業者：動物又はその死体の輸入、保管、貸出し、販売又は遊園地、動物園、博覧会の会場その他不特定かつ多数の者が入場する施設若しくは場所における展示を業として行う者。

10 薬剤師等の役割

薬剤師その他の薬事関係者は、県民の役割に加え、薬事関係者の立場で国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、感染症の予防に資するための医薬品等の提供体制等の整備に積極的に協力するよう努めるものとする。

また、薬剤師は、薬に関する専門家として、感染症の患者に対し、良質かつ適切な服薬指導等を行うよう努めるものとする。

第5 計画の推進体制

1 県の関係各部門の連携

健康危機管理の観点に立ち、行政に求められる対応が迅速に行えるよう明確な役割分担と効果的かつ効率的な対応を重視した連携が円滑に行えるような体制を整備するものとする。

また、新型インフルエンザ等感染症や新感染症の発生時、又は、その他感染症の集団発生時等、特に対応が急務とされる場合は、県に対策本部を設置し一元的に対応を行うこととし、疾患の特性に鑑み、国や研究機関と連携するものとする。

2 国、宇都宮市、市町、他県等との連携

感染症対策の適切かつ効果的な推進のため、国、宇都宮市及び各市町並びに他県等との連携に努めるものとする。

また、県外に及ぶ広域的な地域に感染症がまん延するおそれがあるときは、他県等と相互に協力しながら対策を行う必要があることから、平時から、国と連携を図りながら他県等との協力体制の構築に努めるものとする。

3 医療関係団体、学校、企業等との連携

計画の推進に際し、平時から、医療関係団体、教育関係機関、社会福祉施設、企業等と感染症の発生動向等の情報を共有するとともに、集団発生時等、特に対応が急務とされる状況に備え、協力体制を構築することに努めるものとする。

第 2 章 各 論

第 1 感染症の発生予防のための施策

1 基本的な考え方

感染症の発生予防のための対策においては、事前対応型行政の構築をすることが重要であり、平時に行われるべき施策として、感染症発生動向調査が最も基本的な事項である。

さらに、食品衛生対策、環境衛生対策、予防接種の推進、輸入感染症対策等について、関係機関との連携を図りながら具体的に講ずる必要がある。

また、患者発生後の対応においては、第 2 に定めるところにより適切に措置を講ずる必要がある。

2 感染症発生動向調査

(1) 目的

県等が実施主体となり、感染症の発生状況及び動向に関する情報を収集及び分析し、県民や医師等医療関係者に対して定期的に公表することにより、感染症の発生予防及びまん延防止を図るとともに、流行している病原体の検出状況とその動向を正確に把握し、適切な感染症対策を立案することを目的に行うものである。

その目的を十分に達成するため、法第 14 条に定める感染症について、医師会等を通じて現場の医師等に感染症発生動向調査の重要性について理解を求めるものとする。

(2) 指定届出機関

開設者の同意により、指定された医療機関等（以下「指定届出機関」という。）は、全国一律の基準及び体系により情報の精度を保ち、適切に届出を行うこととする。

(3) 指定提出機関

県は、医師会等を通じ医師に対して、法第 14 条の 2 第 1 項に規定する五類感染症の的確な情報収集のため、検体等の提出を担当する機関（以下「指定提出機関」という。）を指定し、感染症の発生状況及び動向を正確に把握出来るよう体制整備を行う。

指定提出機関は、検体等を定期的に提出し、検体を受けた衛生研究所は検査を速やかに実施する。

(4) 実施体制

感染症発生動向調査が有効に機能するためには、情報の質が高く保たれることが最も重要である。そのため、感染症発生動向調査の重要性について、関係医療機関等の理解を求め、感染症の発生の状況及び動向の正確な把握が

できるよう努める。

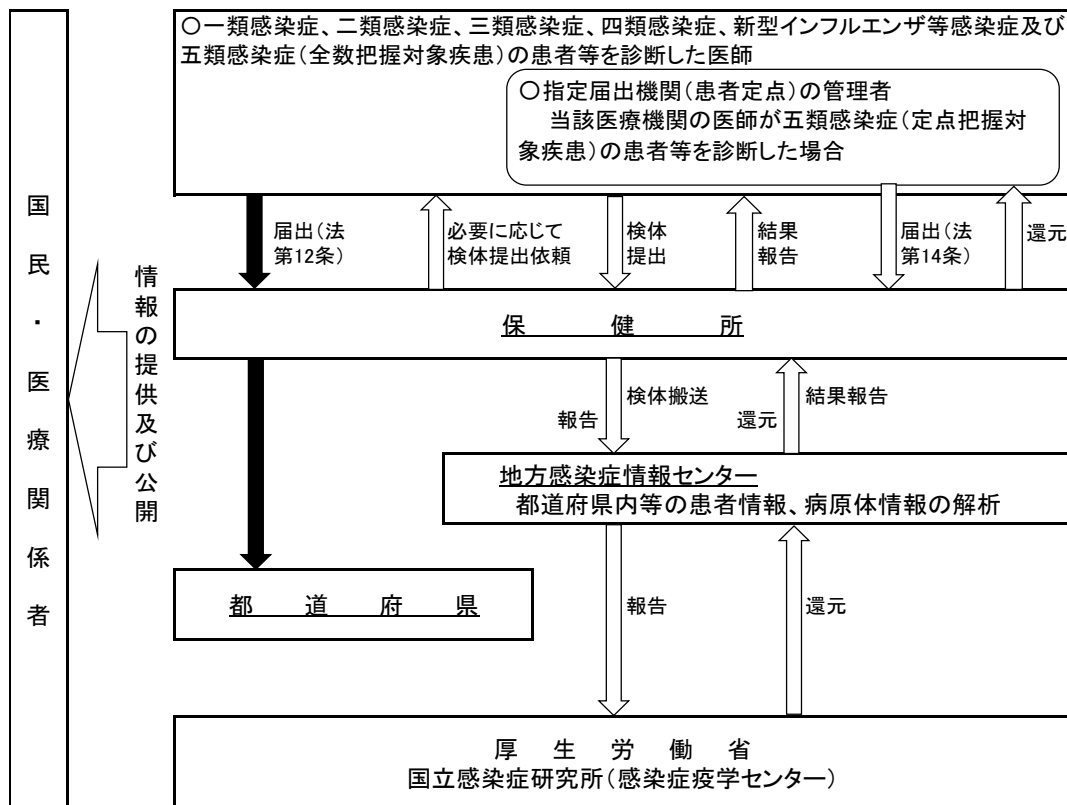
指定届出機関の管理者は、法施行規則第6条に示す疾患の診断件数を保健所へ届出するものとし、保健所は、情報を発生動向調査システムに入力するものとする。

感染症情報センターは、県内外の情報について継続的な監視により精度の高い情報を得よう努める。

また、県は、「栃木県結核・感染症サーベイランス委員会」との連携により、質の高い情報の解析及び公表が継続して行えるよう努める。

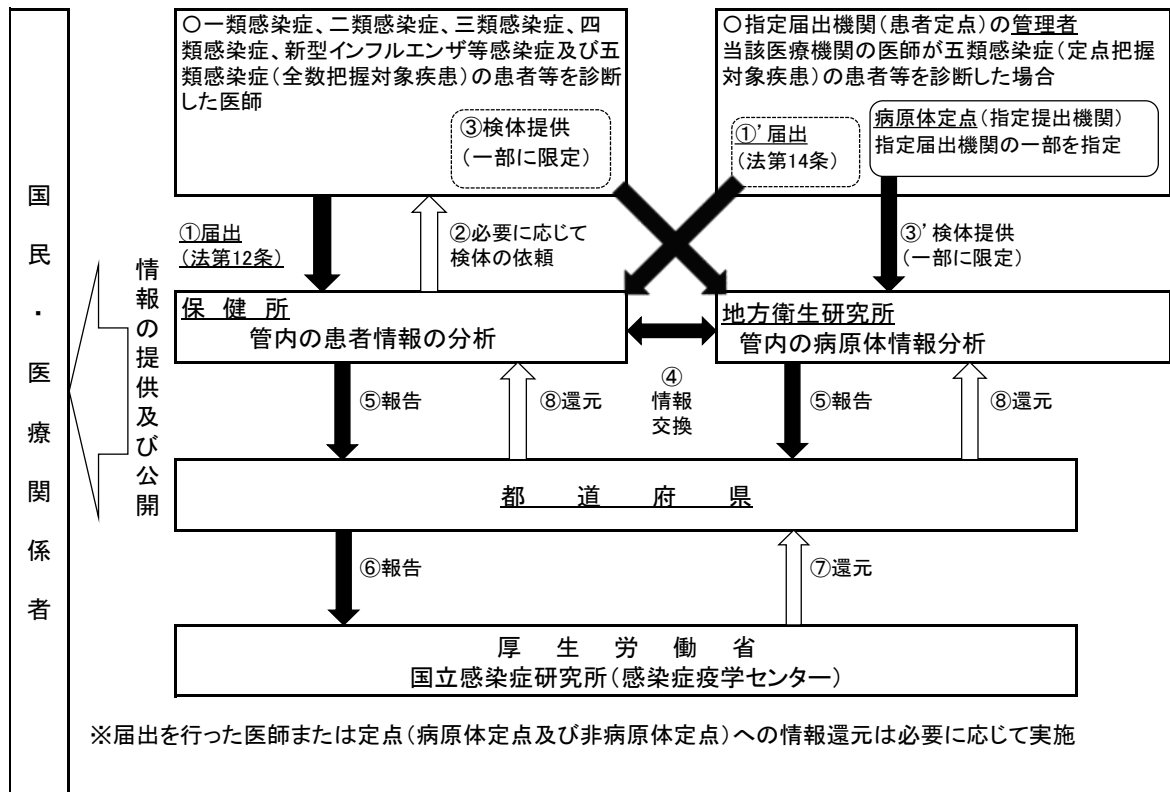
感染症に関する情報を公表するに当たっては、必要な情報を迅速かつ正確に提供することとし、国及び宇都宮市との連携のもと、各種の情報媒体を活用し、県民、医療関係者等それぞれの立場に応じた効果的な内容とするよう努める。

<感染症発生動向調査の実施体制(患者情報)>



厚生労働省ホームページより

<感染症発生動向調査の実施体制(病原体検出情報)>



厚生労働省ホームページより

3 食品衛生対策部門との連携

飲食に起因する食品媒介感染症は、大規模な健康被害に発展する可能性があることから、その予防は特に重要であり、対策に当たっては、食品衛生対策部門と感染症対策部門の緊密な連携が必要である。

食品衛生対策部門は、食品等事業者に対する衛生管理の普及啓発や監視指導、食品検査について、感染症対策部門は、患者発生時の二次感染によるまん延防止対策の情報提供や指導について対策を行うよう努めるものとする。

また、食品等事業者や給食施設へ効果的な指導を行うため、監視指導結果や感染症発生動向等の情報を共有するものとする。

4 環境衛生対策部門との連携

給水装置及び公衆浴場等の施設に起因する感染症、鼠族及び昆虫等（以下「感染症媒介昆虫等」という。）を介した感染症の発生予防については、環境衛生対策部門と感染症対策部門の効果的な役割分担と連携が必要である。

(1) 施設に起因する感染症の発生予防

施設に起因する感染症については、平時からの衛生管理が重要であるため、環境衛生対策部門が主体となって、施設に対する監視指導及び普及啓発を行い、その発生予防に努めるものとし、感染症発生時には、環境衛生対策部門と感染症対策部門とが連携して、まん延防止対策を講じるものとする。

(2) 感染症媒介昆虫等を介した感染症の発生予防

感染症媒介昆虫等を介した感染症については、環境衛生対策部門と施設管理者が連携して、その発生予防に努めるものとする。

家庭の住環境における感染症媒介昆虫等の対策については、環境衛生対策部門が主体となって発生予防・駆除の方法等についての正しい知識の普及を行うものとする。

また、感染症媒介昆虫等による感染症の発生及びまん延が確認された場合は、県等は、当該市町と連携して、まん延防止のための対策を講じるものとする。

5 予防接種

予防接種は、感染症の発症や重症化を予防し、流行を抑制することを目的として、積極的に推進していくことが重要である。

そのため、県及び市町は、予防接種の有効性及び安全性、副反応のリスク及びそれを防止するための注意事項等、正しい知識の普及を進め、予防接種に対する住民の理解の醸成を図る。

(1) 市町の役割

市町は、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づく定期の予防接種の実施主体として、地域の医師会等と連携し、適正かつ効率的な予防接種の実施を図り、住民への情報提供に努める。

(2) 県の役割

県は、国及び市町との連絡調整を図り、ワクチンの円滑な供給の確保、市町における健康被害の救済の支援等に取り組む。

また、地域の医療機関で対応が困難な予防接種要注意者や、感染症を予防する上で特に必要と認める者への予防接種を実施する栃木県予防接種センターを設置し、市町の実施体制を補完する。さらに、栃木県医師会及び市町と連携し、定期予防接種の相互乗り入れ事業の円滑な実施を図る。

6 輸入感染症対策

公衆衛生水準の向上や交通・流通の発達には感染症の発生状況にも変化をもたらし、今日の感染症対策の中でも輸入感染症対策は特に重要である。県は、検疫所がその目的のために行う業務に積極的に協力するものとする。

検疫業務による患者等の動向調査や消毒等の指導については、保健所の感染症対策部門が中心となって行うものとし、広域的な対応が必要な場合は、県が他県等との連絡調整を一元的に行う。

また、海外における検疫感染症の発生状況に関する情報を収集し、県民に対して注意喚起を行うとともに、予防接種についての情報提供等を行う。

第2 感染症のまん延防止のための施策

1 基本的な考え方

感染症のまん延防止の施策として、県民一人一人の自発的な感染症に対する予防への努力及び良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防の推進を基本とする。施策の実施に当たっては、健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応及び患者等の人権の尊重の両面を重視する。

2 積極的疫学調査

積極的疫学調査は、感染症の流行状況の把握並びに感染源及び感染経路の究明のために重要なものであり、知事及び保健所設置市の長の権限として法第15条に規定されたものである。

実施に当たっては、保健所の感染症対策部門、食品衛生対策部門、環境衛生対策部門が相互に連携し、必要に応じ衛生研究所と連携を図ることにより、迅速に進めていくこととする。

(1) 調査の対象

医師の診断による法第12条の届出があった場合、保健所長が感染症の発生を予防し、動向及び原因を明らかにする必要があると認めるときは、患者又はその家族及び医療関係者等に対して、積極的疫学調査を行う。

(2) 検体の採取

積極的疫学調査の結果、保健所長が必要と認めるときは、法第15条第3項の規定により関係機関から検体等の提出を求めるものとする。

なお、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者又は当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対しては法第16条の3、また、新感染症の所見がある者若しくは新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対しては法第44条の7の規定に基づき書面による勧告若しくは措置により検体採取を行う。

(3) 情報の管理

新たな感染の予防や二次感染による感染症のまん延防止を目的として、必要に応じて感染症に関する情報の一元的な管理を行う。

3 健康診断、就業制限及び入院

対人措置を講ずるに当たっては、感染症の発生及びまん延に関する情報や当該措置の必要性を対象となる患者等に丁寧に説明し、その理解と協力を求めながら行うことを基本とする。

人権の尊重の観点から、対人措置は必要最小限のものとするとともに、審査請求に係る教示等の手続及び法第20条第6項に基づく患者又はその保護者

(以下3において「患者等」という。)に対する意見を述べる機会の付与を厳正に行う。

(1) 健康診断の勧告

病原体の感染力、感染経路その他の事情を十分に考慮した上で、科学的に当該感染症にかかっていると疑うに足る理由のある者を対象とする。

(2) 就業制限

当該患者の自覚に基づく自発的な休暇、対象業務以外への一時的な従事等により対応することを基本とし、保健所長は、当該患者等に対し、このことの周知等を行う。

(3) 入院

医師から患者等に対する十分な説明と同意に基づいた医療の提供を基本とする。保健所長は、入院の勧告等に際しては、患者等に対して入院を要する理由、退院請求、審査請求に関すること等、書面に記載する事項を含め、口頭による十分な説明を行い、患者等の理解を得るよう努める。

また、入院の勧告等により入院した患者等が法第22条第3項に基づく退院請求を行った場合には、当該者が病原体を保有しているかどうかの確認を速やかに行う。

(4) 苦情の申出

法第24条の2に基づき患者等から苦情の申出があった際は、十分な説明を行うとともに、必要に応じてカウンセリング(相談)又は外国人を対象とした通訳等の派遣を行い、患者等の精神的不安の軽減を図るよう医療関係者と連携しながら対応する。

4 感染症診査協議会

「栃木県感染症診査協議会条例」及び「宇都宮市保健所条例」に基づき設置される感染症診査協議会(以下「協議会」という。)は、感染症のまん延防止の観点から、患者の入院の必要性等について、学問的、専門的及び法律的観点(人権の尊重の確保と適法性の担保等)から審査を行うものとする。

また、保健所長は、入院の勧告等を実施する場合は、協議会を開催し、患者に対する治療及び病状並びに就業制限や入院の勧告等の妥当性について、意見を聴くこととする。

なお、協議会委員の委嘱については、その目的を十分達成することができるよう法第24条の規定に基づき人選するものとする。

5 新感染症への対応

新感染症は、感染力やり患した場合の重篤性が極めて高い一類感染症と同様の危険性を有する一方、病原体が不明であるという特徴を有するものである。

なお、新感染症が発生した際は、政府対策本部が決定する初動の基本的対処方針等を踏まえつつ、行動計画に基づき対応することとする。

6 関係各機関及び関係団体との連携

感染症のまん延防止のために、特に感染症の集団発生や原因不明の感染症が発生した場合にも対応できるよう、国と県、地方公共団体相互間の連携及び行政機関と医師会の医療関係団体並びに関係部局の連携体制の構築に取り組むものとする。

第3 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する施策

1 感染症に係る医療提供の考え方

- (1) 感染症の患者に対して早期に良質かつ適切な医療を提供し、重症化を防ぐとともに、感染症の病原体の感染力を減弱し、かつ、消失させることにより周囲への感染症のまん延を防止することを施策の基本とする。
- (2) 第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関においては、次のことに努めるものとする。
 - ① 感染症の患者に対しては、感染症のまん延防止のための措置をとった上で、できる限り感染症以外の患者と同様の療養環境において医療を提供すること。
 - ② 通信の自由が実効的に担保されるよう必要な措置を講ずること。
 - ③ 患者がいたずらに不安に陥らないように、十分な説明及びカウンセリング（相談）を患者の心身の状況を踏まえつつ行うこと。
- (3) 結核指定医療機関においては、患者に薬物療法を含めた治療の必要性について十分に説明し、理解及び同意を得て治療を行うものとする。
- (4) 第一種、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関は、その機能に応じて、それぞれの役割を果たすとともに、相互の連携体制や、保健所、衛生研究所、国立感染症研究所及び国立研究開発法人国立国際医療研究センターとの連携体制の構築に取り組むものとする。

2 本県における感染症に係る医療を提供する体制

(1) 第一種感染症指定医療機関

知事は、主として一類感染症の患者の入院を担当し、これと併せて二類感染症、新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうち、法第38条第2項に規定する厚生労働大臣の定める基準に適合するものについてその開設者の同意を得て、原則として県内に1か所（原則2床）指定することとする。

なお、本県において一類感染症の患者等が複数発生した場合には、第一種感染症指定医療機関を保有する都道府県の協力が得られ、患者等の移送が可能な場合にあつては、当該都道府県を通じて指定医療機関に入院治療を依頼するものとする。

また、患者の病状等から患者の移送が困難な場合等においては、法第 19 条第 1 項のただし書きの規定により、知事が適当と認める医療機関に入院させ、国及び関係機関の協力を得ながら患者の治療及び感染拡大防止に万全を期すこととする。

(2) 第二種感染症指定医療機関

知事は、主として二類感染症の患者の入院を担当し、これと併せて新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうち法第 38 条第 2 項に規定する厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、開設者の同意を得て指定するものとする。

① 感染症病床を有する第二種感染症指定医療機関

二次保健医療圏^{*4}ごとに 1 か所、その人口に応じた病床数を確保することを踏まえ指定するものとする。

② 結核病床を有する医療機関

結核の発生状況等を踏まえ、栃木県保健医療計画で示す県全域で定める基準病床数を満たすよう指定するものとする。

*4 二次保健医療圏：高度・特殊な医療を除く一般的な保健医療需要に対応する区域であり、医療機能を考慮した病院の整備や各種の保健・医療・福祉施策を展開するための地域的な単位です。栃木県内の二次保健医療圏については、6 圏域を設定する。

(3) 結核指定医療機関

知事及び宇都宮市長は、結核患者に対する適正な医療を担当する医療機関として、病院若しくは診療所又は薬局のうち法第 38 条第 2 項に規定する厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、開設者の同意を得て指定するものとする。

(4) 移送

県等は、感染症の患者の状況に応じて民間救急車を活用する等、迅速かつ適切な方法により移送を行う。

また、関係市町及び消防機関に対しては、感染症に関する情報を適切に提供するなど密接な連携を図り、感染症患者の移送及びまん延防止対策の実施等に万全を期すよう努める。

(5) 初期診療体制の確立

県は、一類感染症、二類感染症等であって、国内に病原体が常在しないものについて、国内で患者が発生するおそれが高まる場合には、当該感染症の外来診療を担当する医療機関を選定することとする。

その際に保健所が当該医療機関に感染が疑われる患者を誘導するなど初期診療体制を確立することにより、地域における医療提供体制に混乱が生じないよう努める。

3 その他感染症に係る医療の提供のための体制

- (1) 一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者であっても、最初に診察を受ける医療機関は、一般の医療機関であることが多く、さらに三類感染症、四類感染症又は五類感染症については、原則として一般の医療機関において医療が提供されるものであることから、県等は、一般の医療機関に対し、感染症に関する情報を積極的に提供する。
- (2) 一般の医療機関は、国及び県から公表された感染症に関する情報について積極的に把握し、同時に医療機関内において感染症のまん延の防止のための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、感染症の患者に対して差別的な取扱いを行うことなく、良質かつ適切な医療の提供を行うよう、栃木県医師会等の医療関係団体との緊密な連携を図るものとする。

4 関係機関との連携

- (1) 県は、感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供のため、新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症に対応する感染症指定医療機関に対し、必要な指導を積極的に行うものとする。
- (2) 保健所は、感染症指定医療機関や地域の医師会等の医療関係団体等との緊密な連携を図るものとする。
- (3) 一般の医療機関は、多くの場合、感染症の患者を診察する最初の医療機関となることから、当該医療機関での対応が感染症の予防の観点からも、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供の観点からも重要であるため、県は、医師会等の医療関係団体等との連携を通じ、一般の医療機関との連携を図るものとする。

5 新型インフルエンザ等感染症に係る医療のための医薬品対策

新型インフルエンザ等感染症などの感染症の汎流行時に、地域におけるまん延防止又は治療に必要な医薬品の供給及び流通を的確に行うため、抗インフルエンザ薬等の医薬品の備蓄及び確保に努める。

第4 感染症及び病原体等に関する調査及び研究に関する施策

1 基本的な考え方

感染症及び病原体等に関する調査及び研究は、感染症対策の基本となることから、衛生研究所や保健所における県内の調査研究体制の整備、人材の養成等の取組を通じて積極的に推進する。

2 調査及び研究の推進

- (1) 保健所を地域における中核的機関、また、衛生研究所を技術的かつ専門

的な機関と位置づけ、県等の関係部局と連携を図りつつ計画的に調査及び研究を推進する。

(2) 保健所は、地域特性を踏まえた必要な疫学的調査及び研究を衛生研究所との連携の下に進める。

(3) 衛生研究所は、感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な試験研究機関として、関係部局及び保健所との連携の下に、感染症及び病原体等の調査、研究を行う。

また、県内において抗菌薬が効かなくなる薬剤耐性菌のまん延などの状況を把握するため、関係機関から提出された検体等の詳細な解析を実施し、国や医療機関等へ情報提供を行うこととする。

第5 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する施策

1 基本的な考え方

感染症対策において、人権の尊重や感染の拡大防止の観点から、病原体等の検査の実施体制及び検査能力を十分に有することを重視し、県等は、衛生研究所をはじめとする各検査機関における病原体等の検査体制等の充実及び検査の精度管理に努める。

また、衛生研究所は、感染症指定医療機関、一般の医療機関、民間の検査機関等における検査等に対し技術的支援を行う。

2 感染症の病原体等の検査の推進

衛生研究所は、病原体等に関する検査を迅速かつ的確に実施するため、法に基づき検査の実施体制の充実を図り、業務を管理することが重要である。

また、検査の精度管理を定期的実施するとともに、外部精度管理に関する調査を定期的受ける。

なお、検査内容に応じて国立感染症研究所等と連携する等、より良い検査体制を整備するものとするほか、自らの病原体等の検査能力の資質向上に努めるとともに、感染症指定医療機関、一般の医療機関及び民間の検査機関等の資質の向上に向けて技術的指導に努める。

病原体等の検査にあっては、衛生研究所と保健所とが役割分担を明確にするとともに、緊急に大量の検査を行う必要のあるとき等は効率的に連携を図る。

3 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築

県等は、病原体等に関する情報の収集のための体制を構築するとともに、患者情報と病原体情報を迅速かつ総合的に分析し、公表できるようにする。

4 関係各機関及び関係団体との連携

県は、病原体等の情報の収集に当たっては、各医療機関、医師会等の関係団体、民間検査機関等と連携を図りながら進めるものとする。また、特別な技術が必要とされる検査については、国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、大学の研究機関等との連携を図って実施するよう努める。

第6 感染症の予防に関する人材の養成に関する施策

1 基本的な考え方

現在、感染症を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、従来の感染症に関する知見及び新たな感染症対策に対応できる人材を確保するため、大学等専門機関の人材を十分に活用するほか、新たな人材の養成に努める。

2 感染症に関する人材の養成

県等は、国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される感染症に関する研修会に保健所及び衛生研究所等の職員を積極的に派遣するとともに、感染症に関する講習会等を開催すること等により保健所等の職員に対する研修の充実を図ることが重要である。

また、これらにより感染症に関する知識を習得した者を地方衛生研究所や保健所等に配置し、人材の活用を図る。

3 関係各機関及び関係団体との連携

県は、感染症指定医療機関をはじめとする各関係機関、医師会及び獣医師会等の関係団体が行う研修の運営を積極的に支援し、また、職員を積極的に参加させ、人材の養成と活用に努める。

第7 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに 人権の尊重に関する施策

1 基本的考え方

県及び市町は、適切な情報の公表、正しい知識の普及を行い、医師等は、患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供することとする。県民は、感染症について正しい知識を持ち、自らが予防するよう努める。

また、感染症のまん延防止のための措置を行うに当たっては、人権を尊重するとともに、患者等が差別を受けないよう適切に実施する。

2 患者情報の流出防止等のための具体的方策に関する事項

報道機関に対し、平時からの的確な情報を提供するよう努める。

また、感染症に対し、誤った情報や不適切な報道がなされた場合は、速やかにその訂正がなされるよう、県は、報道機関との連携を平時から密接に行う等の体制整備を図る。

3 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに人権の尊重のための方策

県及び市町は、患者等への差別や偏見の排除等のため、パンフレットや教材等の作成、キャンペーンや各種研修の充実等の施策を講ずる。

また、相談機能の充実と住民に身近なサービスの充実を図るものとする。特に、保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、感染症についての情報提供、相談等をより効果的に行うよう努める。

4 関係各機関及び関係団体との連携

県は、感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重の目的を達成するため、国、各市町、他県等及び医師会等の関係団体等との密接な連携を図る。

第8 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策

1 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供

県は、一類感染症、二類感染症、新感染症の未発生時に国との連携及び本計画に基づいた対策を講じる。

発生早期の患者対応として関係機関との連携により感染症指定医療機関への移送と治療に努める。さらに、疫学調査等により接触者への健康調査を実施し、まん延防止を講じるものとする。

県等は、感染症の患者の病状、患者数やまん延の状況等を確認の上、国や市町及び関係機関と情報共有を図り、健康被害を最小限にとどめるよう努める。

また、感染症対策協議会等を開催し、意見を踏まえた対応指針について県民及び関係機関等への情報提供を行い、必要に応じて不要不急の外出自粛要請等を行う。

なお、新感染症の患者の発生や生物兵器を用いたテロリストによる攻撃が想定される場合など、十分な知見が集積されていない状況で感染症対策が必要とされる場合には、国等に対し、専門家の派遣を要請する。

2 緊急時における国との連絡体制

法第12条第3項に規定する国への報告等を確実に行うとともに、特に新感染症への対応等緊急と認める場合にあっては、国との緊密な連携を図ることを重視し、マニュアル等により連携方法を決めておく等事前対応型行政の構築に取り組む。

緊急時においては、当該地域における患者の発生状況(感染症にかかっていると疑うに足る理由のある者の情報を含む。)等についてできるだけ詳細な情報を国に提供することにより緊密な連携をとる。

検疫所において一類感染症の患者等が発見され、知事に情報提供があった場合には、国及び他の地方公共団体と連携し、同行者の追跡調査等必要な措置を円滑に執り行うよう努める。

3 緊急時における他の地方公共団体との連絡体制

他県及び市町等に関して、平時から緊密な連絡を保ち、感染症の発生状況、緊急度等を勘案し、必要に応じて相互に応援職員、専門家の派遣等が行えるような体制を構築するものとする。複数の都道府県に感染症が発生した場合には、関係都道府県による対策連絡協議会(仮称)を設置し、当会の設置運営に積極的に参加する等の広域的な対処に努める。

また、県等は、医師等からの感染症発生時の届出に基づいて必要に応じて関係市町と情報共有を図り、県から統一的な対応方針を提示する等関係市町へ情報提供する。

4 緊急時における情報提供

緊急時においては、県等は、県民に対して感染症の患者の発生の状況や医学的知見など県民が感染症予防等の対策を講じる上で有益な情報提供を行い、パニックや犯罪防止等、県民生活及び経済の安定確保に努めることが重要である。この場合には、インターネット、マスメディア等複数の媒体を活用し、理解しやすい内容で情報提供を行う。

第9 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

1 施設内感染の防止

病院、診療所、社会福祉施設等において感染症が発生又はまん延しないよう、県は、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報を、施設の開設者又は管理者に適切に提供することが重要である。

施設の開設者及び管理者は、提供された情報に基づき、必要な措置を講ずることとし、平時から施設内の患者等及び職員の健康管理に努める。

医療機関においては、院内感染対策委員会を中心に院内感染の防止に努めることが重要である。なお、院内感染が発生した際は、院内感染の防止に関す

る措置等を、県へ報告し、保健所等からの指導内容を現場の関係者に周知していくよう努める。

2 災害発生時の感染症対策

災害発生時の感染症の発生の予防及びまん延防止の措置は、生活環境の悪化や復興の長期化に伴う抵抗力低下等の悪条件の中で行われるものであるため、特に迅速かつ的確に保健指導や予防措置を講じることが重視される。平時から、保健所を拠点とし、関係市町と有効な連携を図り、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施する。

3 動物由来感染症対策

県等は、動物由来感染症に対する必要な措置等が速やかに行えるよう獣医師に対し法第13条に規定する届出の義務について周知する。

また、県等は、動物由来感染症の予防及びまん延防止について、保健所をはじめ動物愛護指導センター並びに獣医師会などと連携を図り、県民に対し、動物由来感染症の予防に関する適切な情報提供に努める。

衛生研究所、動物愛護指導センター等関係機関は、動物の病原体保有状況調査等により広く情報を収集することが重要であることから、連携を図りながら情報収集に努めるものとする。

動物由来感染症対策は、感染症対策部門とペット、家畜、野生動物などに関する施策を担当する部門とが適切に連携を図りながら対策を講じることとする。

4 外国人に対する適用

法は、国内に居住し又は滞在する外国人についても同様に適用されるため、感染症対策を外国語で説明したパンフレットの作成や、緊急時における情報提供を多言語で行うなど、地域住民全てに有効な対策がとれるよう努める。

<参考資料>

感染症指定医療機関の指定状況（平成 29 年 9 月 1 日現在）

■ 第一種感染症指定医療機関（感染症病床）：1 医療機関（1 床）

圏域	病院名称	所在地	病床数
県全域	自治医科大学附属病院	下野市薬師寺 3311-1	1 床

■ 第二種感染症指定医療機関（感染症病床）：6 医療機関（27 床）

圏域	病院名称	所在地	病床数
県北	那須赤十字病院	大田原市中田原 1081-4	6 床
県西	日光市民病院	日光市清滝安良沢町 1752-10	4 床
宇都宮	国立病院機構栃木医療センター	宇都宮市中戸祭 1-10-37	6 床
県東	芳賀赤十字病院	真岡市台町 2461	1 床
県南	とちぎメディカルセンター しもつが	栃木市大平町川連 420-1	6 床
両毛	佐野厚生総合病院	佐野市堀米町 1728	4 床

■ 結核病床を有する医療機関：2 医療機関（45 床）

圏域	病院名称	所在地	病床数
県全域	国立病院機構宇都宮病院	宇都宮市下岡本町 2160	30 床
県全域	足利赤十字病院	足利市五十部町 284-1	15 床

■ 結核患者収容モデル病床を有する医療機関¹：1 医療機関（2 床）

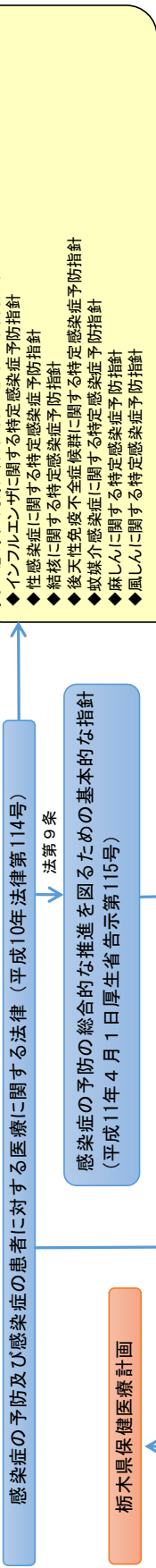
圏域	病院名称	所在地	病床数
県全域	岡本台病院	宇都宮市下岡本町 2162	2 床

■ 結核指定医療機関：1472 医療機関

- 病院：101
- 診療所：648
- 薬局：723

1 高度な合併症を有する結核患者又は入院を要する精神病患者である結核患者に対して、医療上の必要性から一般病床又は精神病床において収容治療するための結核患者収容モデル事業を実施する指定医療機関

栃木県感染症予防計画体系図



- 国の感染症対策（各種特定感染症予防指針）**
- ◆インフルエンザに関する特定感染症予防指針
 - ◆性感染症に関する特定感染症予防指針
 - ◆結核に関する特定感染症予防指針
 - ◆後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針
 - ◆取壊介感染症に関する特定感染症予防指針
 - ◆麻しんに関する特定感染症予防指針
 - ◆風しんに関する特定感染症予防指針

栃木県感染症予防計画

基本的方向

- ◇感染症の発生予防に重点を置いた施策の推進
- ◇人権を尊重した対策の推進
- ◇県民一人一人の感染症の予防及び治療に重点を置いた対策の推進

◇健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応
 ◇特定病原体を適正に取り扱う体制の確保

各主体の役割

- 県** 感染症の発生・まん延防止の施策実施、知識の普及、人材養成、検査体制の整備と管理、保健所の機能強化等
- 中核市** 感染症対策の推進において県と同等の役割を有し、県と相互に連携して感染症対策を行う等
- 市町** 予防接種の適切な実施、地域住民への感染症に関する正しい知識の普及による感染症対策の実践等
- 県民** 感染症に関する正しい知識の習得、感染症の予防の注意、患者等の人権の尊重
- 医師等** 患者への説明による理解の下、良質・適切な医療の提供、行政機関への積極的協力等
- 歯科医師等** 歯科医療領域において、患者への説明による理解の下、良質・適切な医療の提供、行政機関への積極的協力等
- 獣医師等** 行政機関への積極的協力、動物取扱業者における感染症防止に関する知識及び技術の習得等
- 薬剤師等** 行政機関への積極的協力、患者への説明による良質・適切な服薬指導等

各論

- 第1 発生の予防**
 - ・感染症発生動向調査による情報の収集・分析・公表
 - ・食品媒介感染症対策、環境衛生対策、輸入感染症対策の実施
 - ・指定検出機関の設置による発生状況や動向の把握
- 第2 まん延の防止**
 - ・積極的疫学調査の実施体制の整備
 - ・人権の尊重の下での健康診断、入院及び就業制限措置等の実施
 - ・診療協議会の設置
 - ・動告若しくは命令または措置による検体採取の実施
- 第3 医療体制の確保**
 - ・感染症指定医療機関の整備
 - ・移送体制の整備
 - ・医師会等の関係団体及び感染症指定医療機関との連携体制整備
 - ・新型インフルエンザ等感染症医薬品の備蓄
- 第4 調査及び研究**
 - ・衛生研究所及び保健所における調査研究体制の整備
 - ・関係機関等との連携体制整備
- 第5 病原体等の検査体制・検査能力向上**
 - ・病原体に対する検査の精度管理の実施
 - ・総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築
 - ・関係機関等との連携体制整備
- 第6 人材の養成**
 - ・研修会への派遣、講習会開催等による人材の養成
 - ・市町、医師会等における人材養成の取組に対する支援の実施
- 第7 知識の普及・患者等の人権の尊重**
 - ・県民への感染症予防教育の実施
 - ・患者等への差別、偏見排除に向けた啓発の推進
 - ・患者のプライバシー保護体制整備
 - ・報道機関に対する情報提供
- 第8 緊急時における対応**
 - ・未発生期から対策を構築
 - ・緊急時における具体的な医療提供体制、移送体制等についての計画策定・公表
 - ・国や他県及び市町との連携体制の整備
 - ・住民に対する情報提供体制の確保
- 第9 その他**
 - ・施設内感染防止に向けた情報提供
 - ・災害発生時における感染症対策の体制整備
 - ・動物由来感染症対策の体制整備
 - ・外国人向けハンドレット等の作成

【特別な対応が必要な感染症に関する関連計画】

◆新型インフルエンザ等対策行動計画

◆栃木県結核対策プラン

栃木県感染症対策協議会

役割：計画に基づき県の感染症対策に係る取組について評価及び意見・提言

<経 過>

栃木県感染症予防計画		栃木県結核予防計画	
平成 12 年 2 月 22 日施行		平成 18 年 4 月 1 日施行	
改訂版	平成 17 年 1 月 25 日施行		
第 3 版	平成 23 年 10 月 3 日施行（栃木県結核予防計画を栃木県感染症予防計画に統合）		
第 4 版	平成 30 年 4 月 1 日施行		

**栃木県感染症予防計
画**

平成 30(2018)年 3 月

編集発行／栃木県

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20 保健福祉部健康増進課

TEL 028-623-3089 FAX 028-623-3920 <http://www.pref.tochigi.lg.jp/>

VERY 
GOOD
LOCAL
とちぎ